

平成 2 6 年度計画

独立行政法人海技教育機構

独立行政法人海技教育機構 平成26年度計画

国土交通大臣が定めた独立行政法人海技教育機構（以下「機構」という。）の中期目標を達成するため、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条に基づき、機構の平成26年度計画を以下のとおり定める。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）組織運営の効率化の推進

平成25年度から本格的に運用を開始したグループウェアについて、運用結果を検証するとともに、更なる活用の拡大を図る。

また、より効率的な組織運営に資するため、唐津校の給食業務をアウトソーシングすることにより要員の縮減を図る。

その他の業務についてもアウトソーシングの活用について検討を行う。

（2）人材の活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と10名以上の人事交流を図る。

（3）業務運営の効率化の推進

① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費、特殊要因により増減する経費及び消費税増税分を除く。）について、本年度予算は、対前年度比3%を抑制する

② 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費、特殊要因により増減する経費及び消費税増税分を除く。）について、本年度予算は、対前年度比1%を抑制する。

③ 税理士との顧問契約により税務書類の作成及び消費税に係る業務の効率化を図る。

また、契約監視委員会による契約内容の点検、見直しを継続して行い契約の適正化に努める。

さらに、校内練習船などの管理業務については、引き続き機構職員が行い、経費の抑制に努める。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

海技課程本課（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、海運業界等からの要望、応募倍率の推移等により、本年度の入学定員を370名とする。

今後の入学定員については、海運業界の船員の需要等を見極めた上で、適正な定員について検討を行い、方針を決定する。

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、航海訓練所と協力して作成した内航船員教育訓練プログラムに基づき、前年度に作成した視聴覚教材や改訂教科書を使用するとともに、引き続き視聴覚教材の充実を図る。

ハ 合格率

資格教育については、これまで行ってきた補講等の自主講座及び模擬試験の充実、個別指導等の徹底に加え、ミニ問題集の作成とともに自学自習の指導や学力レベル別の学習指導などの取り組みを実施し、海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）においては90%以上、本科においては75%以上とする。

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、業界のニーズ等を調査し、講習内容の改善を図る。

また、受講料については、受益者負担の観点から適正な負担を確実に求めていく。

③ 水先人教育

水先コースについては、関係者と情報を共有する等連携を引き続き維持し、水先レビュー懇談会において見直された新たな水先人教育を的確に実施する。

また、新たな水先人教育による各コースについて問題点等の検証、改善を図る。

④ 資質教育

本科及び専修科においては、船員としての資質の涵養を目的として寮生活や生徒会活動、各種委員会活動等を通じて集団生活の理解を深めるとともに、引き続き寮生活アンケート及び保護者アンケートを実施し、アンケートの検証結果を生活指導に反映させるなど、きめ細やかな指導により生活指導の一層の充実・強化を図る。

また、本科においては、保護者会を定期的に年2回以上開催するとともに、保護者との連携強化により、生活指導の充実を図る。

さらに、資質教育の新たな取組として、船員としての心得等について学校生活を送りながら学べるようにテキストをまとめる。

⑤ 就職率

早期からの就職活動の開始、企業訪問先の新規開拓等求職活動の拡大や就職指導の強化、また、内航海運業界の協力を得ての乗船体験（インターンシップ）を活用することにより、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズに的確に対応した効果的な海技教育を実施するため、引き続き海運業界や船員教育・訓練機関等と10回程度の意見交換会を開催する等、相互の連携を図る。

また、STCW条約マニラ改正に伴い、制度化されたECDIS（電

子海図情報表示装置) 講習を確実に実施するとともに S T C W 条約マニ
ラ改正直後から実施している E R M 等の講習についても引き続き実施す
る。

船員(海技者)の確保・育成に関する検討会報告に基づき、前年度に
開始した内航貨物船等による社船実習(内航四級)を専修科に引き続き
乗船実習科に導入する。

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を修得するため、
本年中に延べ 40 名以上の職員に対し、内航乗船研修、職階別の研修等
(二次研修を含む)を実施する。

さらに、生徒・学生への指導力向上に向け、年度当初、年度中頃、
教員採用時等において、生徒・学生指導の改善に関する研修を実施す
る。

また、新しくした W e b 会議システムを活用することによって研修
の機会を増やし、研修の充実を図る。

⑧ 広報活動等

航海訓練所の練習船の寄港や海フェスタ等各種のイベントにおいて、
外部機関と連携した効果的な広報活動を展開し、船員を目指す人材を確
保するよう務める。

また、体験入学や学校訪問など効果が大きい募集活動を重点的に実施
する。

(2) 研究の実施

研究の実施に当たっては、海技教育、船舶の運航に係る教育科目及び授
業内容に関するテーマを組織的に計画し、10 件以上行い、その成果を教育
に反映する。

(3) 成果の普及・活用促進

- ① 10 件以上の研究発表等を行い、研究の成果について報告書を作成する
とともに、ホームページ上で公表する(うち、5 件以上は国内外での学
会発表とする。)
- ② 国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、
政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣する。また、
学会等の関係委員会へ委員として派遣することにより、海技教育及び船
舶の運航に関する知識・技能の活用の促進を図る。
- ③ 海事思想の普及については、一般市民を対象とする各学校の校内練習
船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用した、一般
市民を対象とする公開講座等を年 25 回程度開催する。

(4) 内部統制の充実・強化

- ① 内部統制の充実・強化の一環として、機構職員による体罰や飲酒運転
等の不祥事が発生したことを契機に、前年度から開始した内部統制に関
する検討会及び各学校におけるリスクマネジメントの検討を引き続き
実施する。

- ② 法令遵守やモラルの遵守といった職員の不祥事防止にかかる研修を本部・各学校で年2回実施する。
- ③ 事故や不祥事等発生時においては、緊急連絡体制に基づく連絡を徹底し、内部統制の強化を図る。
- ④ スクールレビューに加えWeb会議のシステムを有効に活用して、タイムリーに情報伝達、意見交換を行い全職員の内部統制活動への参加並びにその取組の周知徹底を図る。
- ⑤ 見直しを行った監事監査等による自己点検・評価体制について検証を行う。

(5) 業務運営の情報化・電子化の取り組み

グループウェアの掲示板等の機能を使用し、学校や全職員への情報の伝達等に活用するなどにより業務運営の効率化に努める。

また、セキュリティを確保するため前年度に定めたセキュリティポリシーについて、引き続きセキュリティの強化に努める。

3. 予算

(1) 自己収入の確保

① 授業料の段階的引き上げ

本科及び専修科の授業料については、月額9,900円に引き上げる。

② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を確実に求めていく。

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）

区 別	金額（百万円）
収入	
運営費交付金	2, 3 8 5
施設整備費補助金	0
受託収入	2 8
業務収入	2 2 8
計	2, 6 4 1
支出	
業務経費	4 0 9
施設整備費	0
受託経費	2 8
一般管理費	2 1 4
人件費	1, 9 9 0
計	2, 6 4 1

[人件費の見積り]

年度中総額1,551百万円を支出する。

ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

(3) 収支計画

区 別	金額 (百万円)
費用の部	2, 7 4 7
経常費用	2, 7 4 7
業務費	1, 7 7 0
受託経費	2 8
一般管理費	8 4 3
減価償却費	1 0 6
収益の部	2, 7 4 7
経常収益	2, 7 4 7
運営費交付金収益	2, 3 8 5
受託収入	2 8
業務収入	2 2 8
資産見返負債戻入	1 0 6
純利益	0
目的積立金	0
総利益	0

(4) 資金計画

区 別	金額 (百万円)
資金支出	2, 6 4 1
業務活動による支出	2, 6 4 1
投資活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	2, 6 4 1
業務活動による収入	2, 6 4 1
運営費交付金による収入	2, 3 8 5
受託収入	2 8
業務収入	2 2 8
投資活動による収入	0
施設費補助金による収入	0

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500 百万円とする。

5. 重要な財産の処分等に関する計画

なし

6. 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設・設備の整備

なし

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

(3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 47 号）に基づく平成 18 年度から 5 年間で 5 %以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

（注）対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬（給与）、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成 11 年法律第 214 号)第 12 条第 1 項に規定する積立金の使途

第 1 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 1 期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 2 期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当する。

(5) その他

独立行政法人改革等に関する基本的な方針を踏まえて、航海訓練所との統合に向け、必要に応じ所要の措置を講じる。